

## 平成 21 年度 環境技術実証事業 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野のこれまでの経緯について

### 1. これまでの経緯

- 平成 20 年度実証試験結果報告書の承認及び公表  
環境省では、「平成 20 年度 環境技術実証事業 実施要領」に基づき、平成 21 年 4 月 27 日に、平成 20 年度実証試験結果報告書（メカセラ装置（株式会社セイスイ））を承認し、公表した。
- 実証試験要領（第 1 版）の改訂  
小規模事業場向け有機性排水処理技術実証試験要領（第 1 版）を改訂した。  
（小規模事業場向け有機性排水処理技術実証試験要領（第 2 版）：参考資料 1）  
\* 主な改訂内容
  - ・ 汚泥発生量（減量化）に関する実証試験方法の改訂
  - ・ 週間試験の省略又は試験日数の削減の可能性を追加
  - ・ 試験結果報告書概要フォームへの「技術適用可能分野」の追加
  - ・ 小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場等関係）名の変更
- 実証機関の公募  
実証運営機関（(財)日本環境衛生センター）では、「平成 21 年度環境技術実証事業実施要領（第 2 版）」に基づき、地方公共団体並びに独立行政法人通則法による独立行政法人並びに地方独立行政法人法による地方独立行政法人並びに公益法人認定法により認可された公益社団法人及び公益財団法人及び一般社団・財団法人法及び公益法人認定法の施行に伴う整備法第 40 条による特例民法法人並びに特定非営利活動法人を対象に、4 月 27 日～5 月 22 日まで応募を実施した。  
2 団体（大阪府と（社）埼玉県環境検査研究協会）からの応募があった。
- 実証機関の選定  
申請のあった団体について [1] 組織・体制 [2] 技術的能力 [3] 公平性の確保 [4] 公正性の確保 [5] 経理的基礎の 5 つの観点から審査を行い、平成 21 年 6 月 29 日に行われた環境技術実証事業 小規模事業場向け有機性排水処理技術ワーキンググループの助言を得て、大阪府と（社）埼玉県環境検査研究協会を実

証機関として選定し、環境省に報告した。

- 実証機関の承認

環境省では、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)からの報告を受けて、「平成21年度 環境技術実証事業 実施要領」に基づいて、平成21年5月29日に大阪府と(社)埼玉県環境検査研究協会を実証機関として承認した。

- 実証対象技術の公募

実証機関(大阪府、(社)埼玉県環境検査研究協会)では、「環境技術実証事業 技術実証に係る申請及び実施に関する要領」に基づいて、「平成21年度 環境技術実証事業 実施要領」で対象となる技術を保有する民間企業を対象に、平成21年6月29日～7月29日まで応募の受付を実施した。3環境技術開発者(実証対象技術：大阪府(1社)、(社)埼玉県環境検査研究協会(2社))からの応募があった。

- 実証対象技術の選定

実証機関(大阪府)では、申請のあった実証対象技術(環境技術開発者)について[1]形式的要件 [2]実証可能性 [3]環境保全効果等の3つの観点から審査を行い、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野大阪府技術実証委員会の助言を得て、平成21年9月16日にオーダーメイド微生物を活用した環境浄化(株式会社大阪生物環境科学研究所)を実証対象技術として選定し、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)に報告した。

実証機関((社)埼玉県環境検査研究協会)では、申請のあった実証対象技術(環境技術開発者)について[1]形式的要件 [2]実証可能性 [3]環境保全効果等の3つの観点から審査を行い、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野埼玉県技術実証委員会の助言を得て、平成21年9月14日に厨房排水処理装置”ECOTRIM”(OPPC株式会社)と業務用厨房シンク型 油水分離回収機”グリス・ECO DS-2”(株式会社大都技研)を実証対象技術として選定し、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)に報告した。

- 実証対象技術の承認

実証運営機関((財)日本環境衛生センター)では、実証機関(大阪府、(社)埼玉県環境検査研究協会)からの報告を受けて、「平成21年度 環境技術実証事業 実施要領」に基づいて、小規模事業場向け有機性排水処理技術ワーキンググループの助言を得て、平成21年9月14日に厨房排水処理装置”ECOTRIM”(OPPC株式会社)と業務用厨房シンク型 油水分離回収機”グリス・ECO DS-2”(株式会社大都技研)を実証対象技術として承認した。また、同様に

平成21年9月18日にオーダーメイド微生物を活用した環境浄化(株式会社大阪生物環境科学研究所)を実証対象技術として承認した。

- 実証試験計画書の策定及び提出

実証機関(大阪府)では、「平成21年度 環境技術実証事業 実施要領」に基づいて、平成21年10月28日に行われた有機性排水処理技術分野大阪府技術実証委員会の助言を得て、実証対象技術(オーダーメイド微生物を活用した環境浄化(株式会社大阪生物環境科学研究所))の実証試験計画書(案)を策定した。

実証機関((社)埼玉県環境検査研究協会)では、「平成21年度 環境技術実証事業 実施要領」に基づいて、平成21年9月15日に行われた有機性排水処理技術分野埼玉県技術実証委員会の助言を得て、実証対象技術(厨房排水処理装置”ECOTRIM”(OPPC株式会社)と業務用厨房シンク型 油水分離回収機”GRIS・ECO DS-2 750-600P”及び”GRIS・ECO DS-2 600-600”(株式会社大都技研))の実証試験計画書を策定した。

実証機関((社)埼玉県環境検査研究協会)では、平成21年10月1日に「平成21年度 環境技術実証事業実施要領」第2部第7章第1項に基づいて、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)に、厨房排水処理装置”ECOTRIM”(OPPC株式会社)の実証試験計画書を提出した。また、実証機関((社)埼玉県環境検査研究協会)では、平成22年2月2日に「平成21年度 環境技術実証事業実施要領」第2部第7章第1項に基づいて、実証運営機関((財)日本環境衛生センター)に、業務用厨房シンク型 油水分離回収機”GRIS・ECO DS-2 750-600P”及び”GRIS・ECO DS-2 600-600”(株式会社大都技研)の実証試験計画書を提出した。

- 実証試験に係る手数料額及び納付期限の確定

実証機関((社)埼玉県環境検査研究協会)では、「平成21年度 環境技術実証事業 実施要領」、「小規模事業場向け有機性排水処理技術実証試験要領(第2版)」及び実証試験計画に基づいて、環境技術開発者(OPPC株式会社)と実証運営機関((財)日本環境衛生センター)との協議の上、平成21年10月2日、手数料額及び納付期限を確定した。なお、実証試験について、その手数料の納付等に関して平成21年10月5日、環境技術開発者(OPPC株式会社)と実証運営機関が契約し、また同日に委託料等に関して実証運営機関と実証機関(委託先)間で契約した。

また、実証機関((社)埼玉県環境検査研究協会)では、「平成21年度 環境技術実証事業 実施要領」、「小規模事業場向け有機性排水処理技術実証試験要領(第2版)」及び実証試験計画に基づいて、環境技術開発者(株式会社大都技研)

と実証運営機関((財)日本環境衛生センター)との協議の上、平成22年2月3日、手数料額及び納付期限を確定した。なお、実証試験について、その手数料の納付等に関して平成22年2月10日、環境技術開発者(株式会社大都技研)と実証運営機関が契約し、また同日に委託料等に関して実証運営機関と実証機関(委託先)間で契約した。

- 実証試験の実施

実証機関((社)埼玉県環境検査研究協会)では、平成21年10月～平成22年2月の期間に実証試験計画書に基づき実証対象技術(厨房排水処理装置”ECO TRIM”(OPPC株式会社)と業務用厨房シンク型 油水分離回収機”GRIS・ECO DS-2 750-600P”及び”GRIS・ECO DS-2 600-600”(株式会社大都技研))の実証試験を実施した。

- 有機性排水処理技術拡大ワーキンググループの開催

実証運営機関((財)日本環境衛生センター)では、「平成17年度第3回環境技術実証モデル事業検討会(H18.3.15)」において整理された2つの検討課題「より広範な関係者の意見吸い上げ」「実証ベネフィットの向上」を踏まえて、平成21年11月20日に、環境技術実証事業 小規模事業場向け有機性排水処理技術拡大ワーキンググループ会合を開催した。拡大ワーキンググループ会合においては、より効果的な制度の構築のため、「より広範な関係者の意見吸い上げ」「実証ベネフィットの向上」を目的として、議論を行った。

- 実証対象技術の承認の取り下げ

実証運営機関では、平成21年12月21日に実証機関(大阪府)から「環境技術開発者(株式会社大阪生物環境科学研究所)による実証試験の辞退」の報告があったことから、平成22年1月15日に実証対象技術の承認の取り下げを環境省に報告した。

- 実証試験結果報告書の作成

実証機関((社)埼玉県環境検査研究協会)では、実証試験によって得られたデータ・情報を分析し、平成22年3月3日に行われた有機性排水処理技術分野埼玉県技術実証委員会の助言を得て、実証試験結果報告書を作成し、平成19年3月11日に実証運営機関((財)日本環境衛生センター)に提出した。

## 2. これからの進め方について

- 報告書のとりまとめ

- 実証運営機関に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、その結果を環境省に報告する。
- 実証運営機関からの報告を受けて環境省は実証試験結果報告書を承認する。
  
- 報告書の公開について
  - 承認された実証試験結果報告書は環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。
  
- 試験要領の見直し
  - 拡大ワーキンググループ会合等を踏まえて、「平成21年度 環境技術実証事業 実施要領」に基づき、「小規模事業場向け有機性排水処理技術実証試験要領（第2版）」の見直しを行う。